

公益社団法人名古屋青年会議所 御中

年 月 日

御講演・御出演承諾書

公益社団法人名古屋青年会議所よりご依頼いただきました講演等の依頼につきまして、下記及び裏面記載の各条項を了承の上、出演を承諾いたします。

印紙貼付欄
印紙は当方で貼付します。

<住 所>

<電 話>

<法人名>



記

1. 例会・事業名：
2. 実施日時：2019年 月 日（ ）： ～：
3. 拘束時間：： ～：
4. 場 所：
4. 出演者名：
6. 出演形式： 講 演 対 談 パネルディスカッション
 その他（ ）
7. 肖像権並びに著作権の取り扱い
 裏面記載の利用方法を承諾する
 その他利用方法（ ）を承諾する
8. その他の承諾事項
 事前打合せの実施(回数・日時等：)
 出演者からの情報発信(使用媒体・回数：)
 その他（)
9. 謝礼金等
 - I. 謝礼金
 - ① 支 払 総 額 _____ 円 (消費税含む) [②+③]
 - ② 謝 礼 金 _____ 円 (消費税除く)
 - ③ 消 費 税 _____ 円
 - II. 交通費 謝礼金に含む
 現物支給 _____ 円相当 (消費税含む)
【区間】 _____ ～ _____ (片道・往復/グリーン車・指定席/ 名分)
 不要
 - III. 宿泊 謝礼金に含む
 当青年会議所による手配
 不要
 - IV. 特記事項 ()
 - V. 支払口座 金融機関名： _____ 支店名： _____
口座種類：普通・当座 _____ 口座番号： _____
口座名義： _____
フリガナ： _____

10. 依頼解除条件について

(1) 以下の各号に該当した場合は、この依頼を無条件で解除いたします。また、当青年会議所の仕組み上、理事会での審議可決をもって正式な契約とさせていただきます。

- ①病気やケガ等により御出演が困難になったとき。
- ②自然災害等の不可抗力により事業の開催が困難となったとき。
- ③虚偽の説明・申告・申請が判明したとき。
- ④その他、特段の事由により、御出演が不適切又は困難であると名古屋青年会議所が判断したとき。

(2) 出演者の責めに帰すべき事由により、この契約の内容が不履行となった場合において、当青年会議所が請求したときは、契約の主体者が当青年会議所の被った一切の損害を賠償するものとします。

11. 肖像権・著作権等について

※同意できない条項又は内容の変更がある場合は、二重線で削除のうえ、訂正印を押印下さい。

- (1) 本件講演・出演依頼（以下、「本件」という）に際し、名古屋青年会議所が作成する成果物の諸権利については、当青年会議所に帰属するものとします。
- (2) 本件に付随する以下の内容について、契約の主体者である法人又は任意団体と名古屋青年会議所の間で合意があったものとします。

【事業前】

- (a) 名古屋青年会議所の行う事業の事前広報において、新聞・テレビ・ラジオ等の各種広告媒体や名古屋青年会議所ホームページ・広報誌及びSNS（Facebook、Youtube等）への指定を受けた写真・画像の掲載及び講演要旨、プロフィール等を掲載すること。

【事業当日】

- (b) 名古屋青年会議所会員又は指定業者による、出演者並びに事業風景の写真撮影。
- (c) 名古屋青年会議所会員又は指定業者による、出演内容の録音・録画、及び他会場への同時中継、又はインターネットを利用した同時無償配信。

【事業後】

- (d) 名古屋青年会議所会員による、出演者の発言内容の文章化、又は要旨の作成。
 - (e) 出演者が本件に際して使用した資料、文章化済み・要旨作成済みの出演者の発言内容、又はその他出演中撮影された写真・画像の広報誌への掲載及び複製、又は第三者への貸与。
 - (f) 前項（e）につき、インターネットを利用した無償配信。
 - (g) 出演者が本件に際して使用した資料、録音・録画済みの出演内容（以下、単に「録画物」とする）、その他出演中に撮影された写真・画像の複製、及び第三者への無償での貸与。
 - (h) 録画物の無償上映、及び録画物の上映を視聴しようとする者へ向けた、出演者が本件に際して使用した資料の複製及び配布。
 - (i) 出演者が本件に際して使用した資料、録画物、及び出演中に撮影した写真・画像につき、インターネットを利用した無償配信。
- (3) インターネットを利用した情報の配信期間については、事業当日より2年間とします。ただし、期間満了後も出演者又は契約の主体者から申し出がない場合は、本件に関する情報の配信に対する無期限の許諾及び合意があったものと見做します。
 - (4) 名古屋青年会議所が、出演者の発言内容等の文章化・要旨の作成等を行うときには、事前又は事後に、出演者又は契約の主体者がその内容の確認を行うものとします。
 - (5) 本件の内諾にあたり、講演等の内容が第三者の著作権、その他第三者の権利を侵害するものでないことを保証します。また、第三者が著作権等を有する著作物等を講演等において使用する場合は、事前にその内容を明らかにし、出演者の責任において当該許諾者の許諾を受けた上で講演等を行うものとします。
 - (6) 出演者又は契約の主体者より提供された個人情報については、名古屋青年会議所の個人情報管理規程に則り、厳格に管理いたします。
 - (7) 契約の主体者と出演者が異なる場合、契約の主体者は本承諾書面の内容を出演者に通知します。

12. 特約について

以上